

第18回 鹿児島県障害者スポーツ大会 《アーチェリー競技 競技規則》

基本的には全国障害者スポーツ大会競技規則に準じ、企画委員会の申し合わせによる。

◎ 競技方法

1. 競技の本数は、6射×6回×2ラウンドの計72射の合射で行う。
2. 6本を4分以内で完射すること。終了30秒前にデジタル標示時計又は手旗・肉声で伝えます。

◎ 留意事項

1. 矢取りは原則として自分で行き、相互で看的を行う。得点の不明の時は下記による。
(① 同的の選手で決める。 ② 不明の時は審判員を呼ぶ。)
2. 矢の羽根ははずれる可能性があるので、矢に1本1本必ず名前又はイニシャルで白マジック等で書いておくこと。
3. 車椅子競技者は車椅子のハンドリムにストリング(弦)が触れる、あるいは車椅子そのものにストリング(弦)が触れた状態で矢を発射してはならない。
4. 車椅子競技者は、行射終了後シューティングライン上にとどまってもよい。ただし、行射終了後ただちに行射が終了したことを審判員に明確になる姿勢で待機しなければならない。したがって、行射終了後は待機中にスコープを覗くなどの行為は認められない。
(理由):スコープを覗くと、審判員は未発射の矢がある事の確認をする為。
5. 訂正欄は6本記入下さい、訂正の確認は同的全員のサインが必要です、記入箇所は訂正欄横の空いている所。
6. 的中孔のバツテンの付方は「○」とする。「◯」は認めない。
7. 素点(1本の得点)まちがいの時だけ同的のサインが必要です。
計、合計点はサインは必要ないです「二重線」で訂正して下さい。
8. 雷(かみなり)が発生した場合は、ただちに競技を中断する。